

小牧岩倉衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年8月20日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合条例第2号

小牧岩倉衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例

小牧岩倉衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和59年小牧岩倉衛生組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「非常配備による」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。